

法人の寄付金に係る税制優遇制度について

公益財団法人 大阪 YMCA

公益財団法人大阪 YMCA は平成 23 年 8 月 1 日付けで「税額控除」の適用対象法人としての証明を受けており、法人からの寄付金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」として、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で以下の限度額が設けられています。

[損金算入限度額の計算]

次に掲げる法人が特定公益増進法人に対してその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金を支出した場合には、その寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ次により計算した金額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

(1) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等 ((2)に掲げるものを除きます。)

次に掲げる金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額

イ その事業年度終了の時における資本金等の額 (零に満たない場合は零とします。) を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 3.75 (注) に相当する金額

(注) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 1000 分の 2.5 に相当する金額

ロ その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 (注) に相当する金額

(注) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額

(2) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人 (非営利型法人に該当するものに限り) 並びに NPO 法人 (認定 NPO 法人を除きます。) などのみなし公益法人等

その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 (注) に相当する金額

(注) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額

[手続き等]

この規定の適用を受けるためには、特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」を添付するとともに、その寄附金はその特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその特定公益増進法人が証する書類などを保存しておく必要があります。